

令和3年3月18日開会

令和3年3月18日閉会

第749回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第749回湯川村農業委員会会議録

第749回湯川村農業委員会定例総会を令和3年3月18日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（7人）

1番	鈴木光雄	2番	小沼幸子
3番	齋藤真助	4番	星正大
5番	鴻巣重人	6番	佐藤敬一
7番	兼子房男	8番	津村榮喜
9番	渡部正美	10番	兼子力
11番	佐藤孝志	12番	山口栄子
13番	武藤喜久子	14番	中島和裕
15番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（0人）

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 大場尚子

4. 本日の会議の案件

- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第10号 農用地利用配分計画（案）の検討について
- 議案第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
- 議案第12号 令和3年度農作業標準賃金について

5. 会議の概要

（午前9時開会）

議長 皆さん、おはようございます。3月もお彼岸に入りまして、水稻の方も種もみの準備等始まってきたかと思えます。これからいろいろ忙しくなりますが、冬場で身体を休めていた分無理して急に動かし、返って身体を壊すことのないよう進めていただきたいと思います。本当に今年の米の作付けにつきましては、村の再生協議会で勧めたとおりに、食用の米が需給調整の分で28%ということで昨年より6%くらい増大になっており、食料米の作付けが少なくなっております。しかし、備蓄米や飼料用米ということで、非食料米での対応となりますが水稻の作付面積としては昨年と大きく変わってないのが実態であると思っております。需給調整の中で厳しさも出ておりますがそれに打ち勝つ県内一

の米どころでありますし、湯川米の名声のために頑張っていきたいと思っているところです。それでは座って進めさせていただきます。本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員全員の出席でございます。農業委員8名中8名が出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第749回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。
3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。
議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に2番委員と3番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第8号を朗読。続けて3ページを別紙により説明。整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。申請人の譲渡人は■■■■集落の■■■■さん、譲受人については■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■字■■■■番、地目は田、面積は2,421㎡です。自小作の別については、自作です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永久、対価は10アール当たり■■■■円ということで、2,421㎡ですと■■■■円ということになります。世帯員の農作業従事状況であります。■■■■さんの世帯員は、男が4人、女が2人でありまして、農業従事者としては従事者が1名、補助者が1名であります。経営農地は田の自作地が4,358㎡です。畑が1,172㎡です。そこに今回購入予定の2,421㎡をプラスしまして7,951㎡ということになります。■■■■さんについては、田の自作地が2,421㎡、今回売買する面積です。貸付地が26,706㎡。畑が自作地で1,839㎡となっております。■■■■さんについては、自作地2,421㎡も貸し付けておりましたが、今回の3条申請に当たり、合意解約をされております。

申請地の場所は、4ページに案内図を載せております赤い斜線部分が申請地になりまして、勝常小学校、勝常倉庫の北側に位置します。申請地、斜線部分の

は懸念される部分でもありますが、しかし、農業委員会とて介入できない部分であります。ですので、現地調査に行かれる委員さん、立ち会った委員は十分聞き取りをしていただきたいと思います。

7番委員

はい、議長。

議長

はい、7番委員。

7番委員

単価についてお尋ねいたします。現地調査に行かれた担当委員にどうしてこの数値が出たのかということをお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

議長

はい。担当委員、参加された委員で分かる方いらっしゃいますか。

3番委員

はい、議長。

議長

はい、3番委員。

3番委員

二人で協議して、支払われる範囲の中で決定したと聞いております。もしかしたら、■■■■さん自身が田を買い戻す場合もあることを考えたときに、この金額が適当だということをお協議されたようであります。■■■■さん自身も定年まで8年程度でありますし、万が一すべての農地を売った場合でも、そこは仲間内であれば食い分だけは買い戻しもできるから、というようなことのように。

議長

売るほうの担当集落委員さんはどうですか。8番委員何かございますか。

8番委員

1月の定例会の際、北田集落の50万円という単価で売買され、今回また同じように80万円を割って65万円ということで提示されておりますので、湯川村の田んぼの値段、価値がうちわうちわで下がっていくと、農業委員とすれば80万円という価格が高いのではないのかと人に聞かれたときに思われてしまうと思われるのですが、何分金銭的なことは踏み込めない部分ではありますが、しかし、3番委員が言ったとおり8年後には買い戻せるようにとは言っても、なかなか8年後にその価値があるかということ、もっと下がっているかもしれません。値段の調整は可能なのか可能でないのか、ある程度のアドバイス的な値段を出せないのかという考えも私的にはございます。

議長

はい、分かりました。

13番委員

はい、議長。

議長

はい、13番委員。

13番委員

集落の方と言いますか、村民には10アール当たり80万円ということは知れ渡っているのでしょうか。変形ではなく四角い田んぼだと例えば売買する場合の相場は80万円ということは知れ渡っているのでしょうか。前回の北田の場合もそうですけど(80万円との)かなりの差があって現地調査の資料を見た時かなりの衝撃を受けましたが、立ち合いの場で、現地調査で出来上がった資料に対し、この金額で大丈夫なのか、この金額はどうやって決めたのか、とは踏み込めませんでした。あの立ち合いの場であの場所で踏み込んで聞いた方が良かったのかとずっと今も引きずっています。余りの格差があったもので。ですので、どの程度今の村の相場が80万円と耳に入っているのか。相対で売買した場合は金額が下がっていくわけですので。どの段階で聞き取りを行うのか、聞くタイミングはいつなのか。聞くタイミングを逃してしまったことを引

きずっております。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

農地売買の相談があった場合の湯川村の10アール当たりの単価は80万円でやらせていただいているという説明はしております。農地中間管理事業で売買する場合と3条で売買する場合との2通りの方法があるという説明もしております。今回のように農地管理事業で実施できない場合もございますが、そういった場合でも一応80万円ということの説明はしております。しかし金額については3条で売買する場合は、農業委員会は介入できない部分であるため最終的には相対になると付け加えての説明はしておりますが、一応80万円との説明はしております。価格について知れ渡っているのかということについては、農地売買の相談があった場合には説明はしておりますが、村民に公表しているかという点では■■■■■のようにA地区85万円、B地区75万円、C地区65万円というようにあっせん価格についての公表はしておりません。以上です。

議長

やはり平坦農地とは違う中山間農地のある■■■■■は事務局が説明したとおり公表しております。ただ湯川村の場合は、農業委員会に相談があった時に周知しております。これは事実でありますのでよろしく願いいたします。

7番委員
議長
7番委員

はい、議長。

はい、7番委員。

昨年になりますが、同じ勝常区の中で、集落の西側でありましたが、幹線道路に面した■■■■■さんと■■■■■さんの売買がありました。我々農業委員も調整会議に出席しましたが、その時は1,800㎡くらいだったと思うのですが。形も整形で10アール当たり80万円だったと記憶しております。それと今回このようなことで同じ勝常集落の田んぼであるのに、単価が下がる要因が考えられないのですが。

議長
事務局
議長
3番委員
議長

■■■■■さんと■■■■■さんは振興公社を通したんですね。

はい、そうです。

振興公社を通した場合は80万円であります。

はい、議長。

はい、3番委員。私に相談があった際も振興公社を通したときは80万円より下げられないという説明は両者に対してしております。公社を通す場合は80万円、相対の場合は50万円であれ、100万円であれ、両方で決めることから我々農業委員は何とも言えない部分であると思います。お互いが納得して決定されているわけですので。

議長

結局振興公社を通すということは、売る方は振興公社に売るわけですし、買う人は振興公社から買うわけでありまして。お互いによって直接売買するわけでないことをご理解ください。当然、振興公社を通した場合は優遇措置があるわけ

でございますので。そういうことも含め認定農業者への推奨をしているわけです。農地の売買についてもなるべくなら認定農業者に売買することにしております。確かに今回のようにお互い友人同士での売買の合意がされると現場で価格設定の根拠ということに対しては聞きずらいと思います。ただ確認はお願いしたいと思います。それでも事務局が調査しておりますのでいいのですが情報提供はきちんとして、知らなかったということのないようにしていかなければならないと思っております。ですので、(■■■■さんの案件と今回と)どちらがどうこう言われても難しいところはあります。80万円で売ってくださいと言われても買う人がいなければ公社を通す案件も成立しませんのでご理解ください。他にございませんか。

14番委員

はい、議長。

議長

はい、14番委員。

14番委員

調査報告書の④の中で農業上の効率化かつ総合的な利用の確保に支障がないかどうかというところではありますが、通常であれば、5ページの図面で94番、95番、96番、159番、160番とあって、159番と160番は誰が作っているかは分かりませんが、通常だと一番端の94番だと思われるのですが、この間を取って96番にしたというのはどうしてなのか。ただ面積だけの問題なのか教えてください。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

159番と160番は■■■■集落の■■■■さんという方で、159番、160番は一枚の田んぼになっておりますが■■■■さんが作付けをしております。

14番委員

159番、160番と94番95番は別人ということですね。

事務局

はい。

議長

94番、95番は■■■■さん所有であります。159番、160番は■■■■さんになります。ですから道路から一番遠い箇所を選定したことになります。

14番委員

はい、分かりました。

議長

他にございませんか。

4番委員

はい、議長。

議長

はい、4番委員。

4番委員

■■■■さんの農機具は何を所有しておりますか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

はい。トラクターと耕運機を一台ずつ所有しております。

議長

はい、4番委員。

4番委員

調査報告書①の譲受人が農地のすべてを効率的に耕作すると認められるかどうかであります。この方はトラクターと耕運機を所有しているということですが、畑であればその程度所有していればいいと思うのですが、あとその他は(作業)ライスセンターに委託しているのでしょうか。

3番委員 はい、議長。
議長 はい、3番委員。
3番委員 代掻きからは勝常ライスセンターに委託しております。
4番委員 そうするとこの方は勝常ライスセンターと共同利用になるのかリースで借りるかどうかは分かりませんが、この方は農機具が無いのにこの農地を購入することとなれば機具の無い人が効率的に耕作するというに当てはまるかどうか確認したいのですが。

議長 はい、では事務局説明願います。
事務局 はい、議長。機械が十分に確保されているかどうかという部分では、多少疑念が残るかもしれませんが、今現在不耕作地もございませぬし、農地を適切に管理されているというところでは認められると思うのです。

議長 はい。
4番委員 はい、議長。
議長 はい、4番委員。
4番委員 十分な農機具がなくても認めるということでしょうか。
議長 はい、事務局。
事務局 農機具については、特に所有してなくてはならないということでもありませんし、所有、リースも含めて十分な機械があるかどうかということであれば、リースも含まれますので、該当になると認識します。

4番委員 リースや共同で機械を持っているということでもよろしいのでしょうか。
議長 機械は所有しておらず、委託しているとのこと。自分で耕作せずに又貸して委託することも危惧されるのではないかと思われますが、ただ、将来定年を見据えて規模拡大をしたいという本人の希望も強いのでは、と感じられます。普通では考えられないことでもありますので。面積が増えれば機械の取得も中古で販売していることもありますので、少しでも自作に向かって取り組んでいるということでしょうかね。

4番委員 そのために今事務局から話があったようにリースでも大丈夫ということでもありますので、リースであげているのか、あとは農機具がないから誰々さんと共同で所有しているとか、共同で所有していることも最近は多数見受けられますが、農機具を所有していない人が農地を購入してもよいのかどうかということで確認しました。その点大丈夫なののでしょうか。

議長 はい、事務局。
議長 ダメではないですね。
事務局 確認したいので、少々お時間をいただきたいのですがよろしいでしょうか。
議長 まあ、勝常ライスセンターと長年一緒にやっちはいるんですね、3番委員。契約しないでも長年継続して行っているということですね。

3番委員 はい。
14番委員 はい、議長。
議長 はい、14番委員。

14番委員 昨年、■■■さんと話す機会があったときに、ドライブハローを購入したということをお話されておりましたので、やる気はあるけど面積的なことを考えると機械を一気に購入することは厳しいので本人としては中古を見つけながら徐々に揃えたいとは話しておりました。ですから本人のやる気は十分伝わりましたが、金銭的には追いついていないようであります。ですが今回農地を購入することで違う機械を揃えられるのかなという気はしております。

議長 はい、分かりました。私も春は中古の機械でやっておりますが、秋はちょっと難しいですが田植え機はなんとか揃えられるのではと思います。ですから14番委員が言うように意欲があってドライブハローまで購入したということであれば耕運だけでなく代掻きまでやるということでもありますので、そうなれば苗づくり、そして田植えまでやれば春作業は昔3作業などと言われていましたが、3作業やるものについてはある程度農作業としては一応作業として認められると言われております。14番委員が話されたように意欲があるということで、4番委員、ご理解いただきたいと思っております。

4番委員 (機械を) 購入したいという気持ちがあるなら別ですが、ただトラクターだけでは田んぼをやるのに田植え機も無い、確かにコンバインは高価ですので購入し所有するに厳しいのは分かります。でもリースで一時的にでも借りて自分でやるのか共同の機械で実施するのか、そういうことで作業を進めていくのであれば問題ないと思うのですがそうでなくてトラクターだけ所有していてもあとの作業は委託に出しますでは、土地を購入するというのは、購入される方が自分で本当に農業をやるという考え方であると思われまますので、機械無しでやるということは問題なのではないかと思ったのです。畑であれば耕運機、トラクターだけで十分だと思っておりますが、田んぼということでもありますのでちょっと不信感を持ったのであります。今、14委員からお話があった内容であれば今後購入予定ということですので、やる気もあるということで認めてもいいのかなと思っております。以上です。

議長 農業労働賃金調整協議会でも申し上げたのですが、今本当に米価が下がっています。湯川村の生産費はいくらかかっているのかという質問を受けましたが、肥料や農薬の物財費はそんなに差はありません。一番の大きな差というのは機械であります。機械は面積が少なくても共同利用したり、中古の機械を購入したりと生産費を下げている方もおられますが、自身の作付けの中で取り組んでいくしかないのではと思っております。そして目標を持って農業経営をしていくしかないと思っております。■■■さんについては、まだ若いということもありますし、定年後も規模拡大したいと考えている方ですので期待できる方でございますので、そういうことを踏まえて私は良いのではないかと思います。

議長 あと皆さんからご質問ないですか。よろしいでしょうか。それでは質疑を打ち切りたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。15番委員。

15番委員 議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。以上です。

議長 これより、議案第8号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手多数であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第9号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

(事務局説明)

事務局 それでは、7ページをお開きください。議案第9号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書7ページにより朗読。8ページからの案件、新規4件、再設定13件について説明。受付コード50番に対し51番が借受者となることについては、今まで相対で利用権設定されていた農地で、51番の借受人と一枚の田んぼになっていることから、調整会議は開かず公社を通したこと。また、■■■■さんが所有する■■■■分の農地については、すべて公社を通して貸し付けていることから、この農地についても公社を通して貸したかったことを説明。最後に農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議長 議案第9号整理番号9番、そして整理番号12番につきましては、それぞれ10番委員、8番委員が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。それでは先に整理番号9番について審議・採決を行います。借受人であります10番委員には、農業委員会法第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、退席をお願いします。

議長 これより整理番号9番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

14番委員 ■■■■さんについては中ノ目には住んでなく、■■■■に住んでおります。■■■■さんについては新規ではありますが、今回借り受ける面積としては3,651㎡ということではありますが特に問題ないと思います。

議長 これより整理番号9番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 ないですか。よろしいでしょうか。質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思

ます。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。15番委員。

15番委員 議案第9号、整理番号9番、農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより議案第9号、整理番号9番を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第9号、整理番号9番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第9号、整理番号9番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 10番委員の入室を許可します。

議長 続きまして、整理番号12番に移ります。整理番号12番に係る借受人、8番委員には、農業委員会法第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、退席をお願いします。

議長 これより整理番号12番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。担当委員、中扇田・勝常担当委員あればお願いいたします。

13番委員 特にありません。

議長 これより整理番号12番に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。15番委員。

15番委員 議案第9号、整理番号12番農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより議案第9号、整理番号12番を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第9号、整理番号12番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第9号、整理番号12番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 8番委員の入室を許可します。

議長 続きまして、議案第9号整理番号9番、12番以外であります。議案第9号整

理番号9番、12番以外に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。整理番号1番からお願いします。笈川は再設定でありますので整理番号8番までよろしいでしょうか。整理番号10番、11番ございませんか。整理番号13番からの北田集落、堂畑集落ございませんか。

3番委員 整理番号13番、14番については再設定でありますので問題ありません。整理番号15番については年齢的には80歳ということではありますが、まだまだ元気ですので特に問題ありません。

議長 農地中間管理機構については先ほど説明があったとおりですのでよろしいですね。

議長 それではこれより整理番号9番、12番以外に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。15番委員。

15番委員 議案第9号、整理番号9番、12番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより議案第9号、整理番号9番、12番以外を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第9号、整理番号9番、12番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第9号、整理番号9番、12番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第10号、農用地利用配分計画案の検討について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局議案32ページを朗読。33ページをお開きください。

湯川村長からの意見を求める旨の照会の文書の写しを添付してございます。

村が、中間管理機構から委託を受けて、農用地利用配分計画案を作成することとなっており、その際、農業委員会の意見を聞くこと、というのが、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項」の内容となっております。こちらについては議案第9号で説明させていただきましたが、議案第9号の受付コード50番、XXXXXXXXXXさんの利用権設定に対する配分でございます。受付コード51番、XXXXXXXXXXさんに貸付けるというような内容を34ページに一覧表で示しております。先月の定例総会の際に借受人の経営状況一覧表を付けていただきましたというようなお話がありましたので34ページの下の方にXXXXXXXXXXさんの農業経営の状況等を付けておりますのでご覧いただきたいと思います。内容については、議案第9号で説明させていただきましたので、割愛させてい

たきます。議案第10号の説明は以上です。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第10号、農用地利用配分計画案の検討について、を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第10号、農用地利用配分計画案の検討について、を採決いたします。

議長 本案に対して、「異存がない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議長 日程第4、議案第11号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ない、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 35ページをお開きください。事務局議案35ページを朗読。続いて36ページをお開きください。湯川村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、であります。まず始めに、こちらは、2月15日の農地部会・農政部会でも説明させていただきましたが、新制度が導入されたときに、この指針を策定すべきものでありましたが、ですので、本来は平成29年に策定しなければならなかったものでありましたが、以降、もっと早めに取り組むべきものだったのですが、改選期ということで今になってしまいましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、湯川村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について説明させていただきます。第1の基本的な考え方ではありますが掻い摘んで読み上げますと、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行されまして、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須業務として、明確に位置づけられました。本村は、福島県会津地方の中央部に位置し、山ひとつない平坦地で、福島県内で一番面積の小さい村であり、稲作を主体とした農業経営を展開、反収600kg以上の良質米が生産される作付け率98%と県下の米どころであります。

しかしながら、農家人口の減少と農業従事者の高齢化により農業の担い手の確保が喫緊の課題となっており、新たな遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止と解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、認定農業者への集積・集約を中心に、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があります。以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用

の最適化」が一体的に進んでいくよう、湯川村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものであります。

なお、この指針は、令和8年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う予定としております。

次に指針としての具体的な目標と推進方法であります。こちらは37ページをご覧くださいと思います。第2. 具体的な目標と推進方法です。こちらは大きく3つに分けて設定しております。1 遊休農地の発生防止・解消について、2に38ページにあります担い手への集積・集約化について、そして3として39ページの新規参入への促進についてであります。では、遊休農地の発生防止・解消についてであります。湯川村の管内面積は1,100ha ございます。現在湯川村において遊休農地はございません。ですので、5年後の令和8年においても発生させることのないよう遊休農地はゼロを目標にしたいと思ひまして、ゼロ ha ということで設定しました。では、具体的な推進方法であります。①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について②農地中間管理機構との連携について③非農地判断について、であります。①の農地の利用状況調査については、毎年行っております農地パトロールでございます。利用状況調査において遊休農地と判断された場合に、その農地の所有者に対して、その農地の利用をどうするのかという意向を聞き取るのが利用意向調査であります。本村は、遊休農地はございませんので、利用意向調査は実施しておりません。ですが、万が一遊休農地が発生した場合にはこの①、②、③により進めさせていただきたいと考えております。次に、担い手への集積・集約化について、であります。(1) 担い手への農地利用集積目標面積であります。こちらも令和2年7月時点での管内の農地面積は1,100ha あります。集積面積は756.7ha、集積率は68.8%となっております。3年後の目標面積であります。756.7ha に60.9ha をプラスしまして817.6ha と設定させていただきました。60.9ha という数値については、過去3年間について、担い手に対し集積された面積の平均値でありまして、1年間にしますと20.3ha 集積されているということになりますので20.3ha に3年をかけまして60.9ha をプラスしております。集積率については74.3%。更に3年後についても同じように817.6ha に60.9ha をプラスしまして878.5ha を目標面積に設定させていただきました。集積率は79.8%ということで考えております。

参考としまして、担い手の育成・確保ということですが、総農家数については424戸、うち、主業農家数については82戸、こちらは2015年農林業センサスの数値になります。担い手のうち認定農業者は現在109経営体ございまして、3年後は115経営体、目標の令和8年には120経営体にしたいと考えております。120経営体というのは後の協議会で説明させていただきますが、農業振興ビジョンの目標数値と一致させてございます。次の認定新規就農

者であります。現在1経営体であるのに対し令和8年においては5経営体に増やしたいと考えております。こちらについても農業振興ビジョンとの整合性を持たせた形となっております。3年後は間をとった形で3経営体に設定させていただきました。基本構想水準到達者であります。現在5経営体ございまして、3年後、5年後もこのまま維持したいということで5経営体に設定させていただきました。前回2月15日に開催しました農地部会・農政部会の時に基本構想水準到達者とはどんな人を指すのかという質問があったかと思うのですが、認定農業者にはなっていないけれど、年間農業所得300万円以上の水準を到達している人のことを基本構想水準到達者と言うことです。特定農業団体その他の集落営農組織では、今現在ある10団体を5年後は12団体に増やしたく、3年後は間をとり11団体に増やすことで設定させていただきました。12団体という数値についても農業振興ビジョンの数値と整合性を持たせた形となっております。

では、(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法であります。①農地中間管理機構等との連携について、ということで、現在も実施しておりますが、村、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う更に強化させたいと考えております。②として農地の利用調整と利用権設定について、であります。担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進したいと考えております。また、村所管と連携し、地域に応じた取り組みの推進を図ります。大きい3番新規参入の促進について、であります。(1)新規参入の促進目標であります。現在はゼロ経営体となっております。3年後はその部分を1経営体に増やしたく、0.5haで設定させていただきました。3年後については、1年後毎に1経営体ずつ増やしたいと考え、3経営体の面積も1.5haということで新規参入を考えております。こちらの数値については新規参入者がおりませんので、他町村等を参考に目標を設定させていただきました。(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法ということでは、①関係機関との連携②新規就農フェア等への参加③企業参入の推進④農業委員会活動のフォローアップ活動ということで4つの方法を掲げております。詳細については資料をご覧いただきたいと思います。以上、「農地等の利用の推進に関する指針」として定めたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長

これが我々農業委員・農地利用最適化推進委員の目標であります。これをこの3年間の中で、半年は過ぎてしまいましたが、これが業務内容です。これに向かって我々は取り組んでいかなければならないということです。湯川村は遊休農地はありませんが、遊休化している農地、不耕作されている農地が見受けられます。特に施設でパイプハウスを廃業した後については、かなり苦労しているのが現状です。そういうことがこれから課題になるのではと思っているところ。畑については本当に面積がありますが住宅周りで宅地化になっている

箇所もあり、境界越えなどいろいろ問題があります。また、田んぼでも浜崎、沼ノ上は機械化一貫体系でないときに基盤整備した集落で、属にいう苗代地区は1畝、2畝という所もあります。そういう田んぼは、これからは畦畔撤去等していかないと借り手が大変だと思いますので、そういう部分が我々農業委員の課題であり目標とするところかなと思っておりますので、現場に立った中での農地利用の最適化が今回の法改正2回目ではありますが、我々取り組むべき目標でありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議長 それではこれより議案第11号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針案)」に対する質疑等に入ります。質疑、意見はございませんか。目標数については事務局が希望的なことや他町村を参考にしているなどしておりますが。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 38ページの担い手の育成・確保のところの総農家数であります。現状424戸ということで2015年農林業センサスの数値を記入したということですが、その3年後、そして目標値がすべて同じとなっているんですが、農地中間管理事業が軌道し離農する方が見込まれると思うんですね。そうすると2015年の数値を基に作ってはいるのだろうけど、今後3年そして5年後という話になると目標値を設定するのは難しいのかもしれませんが、数値が変化するのではないかと解釈するのですが、算定基準について教えてください。

議長 はい、事務局説明願います。

事務局 算定基準についてであります。農林業センサスの数値を使用しておりましたので、3年後、5年後については特に算定はしておりませんでした。

15番委員 農業委員会からすれば、総農家数が減るのも問題かもしれませんが、ただ現実的に農地中間管理事業を活用し数年が経っているデータを基にすれば、減少率が予測できるのではないかとと思われるのですが、特にそこは問題ないからいいんじゃないかという考え方もありますが、いかがなものでしょうか。

議長 この数値については農林業センサスを引用しておりますが、2020年農林業センサスの数値も確定されると思うのです。実際、間違いなく総農家数は減ると思うのですが、総農家数というよりは目標面積等についての協議とさせていただきたいと思えます。

15番委員 そういう意味では、目標値についてはもっと高く掲げても良いのではないかと思います。認定農業者、新規就農者については（3年後、5年後は）増えるのは当たり前であって、目標なのだからもっと増やした数値に設定しても良いのではないかと思います。

事務局長 はい、議長。

議長 はい、事務局長。

事務局長 定例総会が終了した後の全員協議会の際にご説明申し上げようと思っていたのですが、農業振興ビジョンを湯川村で策定しました、その中で目標認定農業数を掲げているのですが、令和7年度で120名ということで目標数を設定して

おりますので、なかなか新規で認定農業者を増やすのも厳しいのではないかと
いうことで120名で設定させていただいておりますのでご理解願います。

議 長 認定農業者数については議会への説明の際も指摘を受けた箇所でありまして、
実際は109よりも少なくなっており、今後も減ることが予想されるのではない
かと指摘を受けています。農業振興ビジョンについては、見直しの中で毎年検
証することとなっております。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 36ページをお開きください。先ほども申し上げましたが、この指針につい
ても令和8年を目標としまして、農業委員会改選期の3年毎に検証・見直しを
行うということで考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 我々農業委員の任期中の目標と農業ビジョンにおいては5年後でありますの
で、本来であれば3年前には作ってなくてならなかったものなので、責任を感
じている所ではありますが目標をもって取り組んでいるということをご理解い
ただきたいと思ひます。

議 長 他にございませんか。

7 番 委 員 はい、議長。

議 長 はい、7番委員。

7 番 委 員 37ページであります、管内の農地面積1,100haとありますが、田畑の内訳
についてわかれば教えてください。

議 長 事務局、わかりますか。

事 務 局 はい、議長。概ねということになってしまいますが、田んぼが1,010ha、畑が
90haであります。

7 番 委 員 ありがとうございます。

議 長 それではよろしいでしょうか。

8 番 委 員 はい、議長。

議 長 はい、8番委員。

8 番 委 員 認定農業者数の他町村の1件当たり（の面積）ですが、湯川村はこれより多い
のか少ないのか教えていただきたいのですが。

議 長 湯川村の認定農業者の総会の開催通知も会員に行っていると思ひますが、村外
の方も4人おられます。会津若松市2人、喜多方市2人ですが、あっせん基準
は湯川村3haです、認定農業者としては平均は出しておりませんが、5haく
らいだと思ひられます。全体の数値については農業振興係に聞けばわかると思ひ
ますが、総会でありますのでこの場で即答できる部分ではございませんので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 それではよろしいでしょうか。質疑を打ち切りたいと思ひます。ご異議ござい
ませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。

議長 これより議案第11号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第11号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、を採決いたします。

議長 議案第11号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第12号令和3年度農作業標準賃金について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 40ページの議案第12号を朗読。続けて41ページにより説明。

令和3年度農作業標準賃金について説明いたします。

41ページをお開きください。令和3年度湯川村農作業標準賃金等協定表(案)を載せてございます。この協定書(案)につきましても2月15日に農業委員会の農地部会・農政部会を開催いたしまして、その中で協議、検討いたしました。それを基に3月3日に開催しました湯川村農業労働賃金調整協議会にお諮りして決定したものを今回提案しております。令和3年度の変更箇所について、であります。青く塗りつぶしております箇所が今回変更したいと考えている部分でございます。農地部会・農政部会の際に、苗代が他の市町村に比べると安いという意見をいただきましたことを受けて、育苗の播種苗330円から340円に、そして、中苗660円でありましたのを680円に増額、またもみ乾燥についても、JA会津みどり湯川村農作業部会からの要望を受けまして、7,856円でありましたものを8,250円に増額変更したいと考えております。3月3日の湯川村農業労働賃金調整協議会の中では、もみ乾燥については10アール単位ではなく、60キログラム単位での料金設定を検討していただきたいという意見はありましたが、金額についての反対意見等は特にございませんでした。他の作業料金につきましても、今回は料金の改定は見合わせたいと考えております。説明は以上です。

議長 はい。農地部会長補足はございますか。

7番委員 それでは一言補足ということでお話いたします。3月3日に農業労働賃金調整協議会に農地部長として出席させていただいたのですが、参考までではありませんが、中には今ドローンを使って取り組んでいる人もいるとお聞きしました。共済のへりは10アール当たり1,200円で実施しているということも協議会の中で話がありました。田植え機も10アール当たり5,551円の作業料金でやっているわけですが、箱処理剤と除草剤の散布を一緒にやる田植え機があり、料金設定もされているという話もございました。同じく籾摺荷造りについて、本村は30kg当たり330円ということですが、これにつきましても中には1トン当たりで対応してやっておられる方もいるということで検討も必要ではないかという意見もございました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑が無ければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第12号、令和3年度農作業標準賃金について、を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第12号、令和3年度農作業標準賃金について、を採決いたします。

議 長 議案第12号令和3年度農作業標準賃金について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第749回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 8号 原案のとおり決定

議案第 9号 原案のとおり決定

議案第10号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第11号 原案のとおり決定

議案第12号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和3年3月18日午前10時53分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年3月18日

湯川村農業委員会

会 長

2番 委 員

3番 委 員